

災害廃棄物安全評価検討会（第7回）

平成 23 年 9 月 25 日（日）

13 : 00 ~ 15 : 00

環境省 第一会議室

議事次第

- (1) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針について
- (2) 指定廃棄物の指定基準等について
- (3) 特定廃棄物等の処理基準等について
- (4) 100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分等について
- (5) その他

配付資料一覧

- | | |
|----------|--|
| 資料 1 | 第 7 回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿 |
| 資料 2 | 第 6 回検討会議事要旨 |
| 資料 3 | 放射性物質汚染対処特別措置法政省令規定事項等（廃棄物関係）と今回の資料との対応関係 |
| 資料 4 | 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針について |
| 資料 5 - 1 | 放射性物質による汚染状態の調査義務対象施設について |
| 資料 5 - 2 | 放射性物質による汚染状態の調査方法について |
| 資料 5 - 3 | 指定廃棄物の指定基準について |
| 資料 6 - 1 | 特定廃棄物等の処理基準等について |
| 資料 6 - 2 | 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準について |
| 資料 6 - 3 | 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に関する特別の維持管理基準について |
| 資料 7 | 100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分について |
| 資料 8 | 都市ごみ焼却飛灰とゼオライト等の混練物に関する放射性セシウムの溶出試験結果 |
| 資料 9 | 一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について（今後の進め方案） |
| 資料 10 | 最終処分場浸出水処理施設における放射性セシウムの挙動 |
| 参考資料 1 | 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針 |
| 参考資料 2 | 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図 |
| 参考資料 3 | 文部科学省による福島県西部の航空機モニタリングの測定結果について |
| 参考資料 4 | 一般廃棄物最終処分場における排水中の放射性物質の測定結果について |

災害廃棄物安全評価検討会出席者名簿

(委員名簿)

○: 座長

- 井口 哲夫 名古屋大学大学院工学研究科教授
- 大垣 眞一郎 独立行政法人国立環境研究所理事長
- 大迫 政浩 独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長
- 大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科教授
- 酒井 伸一 京都大学環境科学センター長
- 杉浦 紳之 独立行政法人放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター長
- 新見 育文 明治大学法学部専任教授
- 森澤 眞輔 京都大学名誉教授

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

- 塩崎 正晴 経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長
- 安井 省侍郎 厚生労働省労働衛生課中央労働衛生専門官
- 上野 隆司 福島県生活環境部一般廃棄物課課長
- 加藤 正美 独立行政法人原子力安全基盤機構廃棄物燃料輸送安全部長
- 木村 英雄 独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター基盤機構廃棄物安全研究グループ研究主幹
- 藤吉 秀昭 財団法人日本環境衛生センター常務理事
- 河邊 安男 財団法人日本環境衛生センター理事
- 秋月 祐司 財団法人日本環境衛生センター環境工学部次長
- 北村 清司 財団法人日本分析センター精度管理室長

日時：平成23年8月27日（土）16:55～19:20

場所：東海大学校友会館 富士の間

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長

福島県 生活環境部 小牛田次長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本分析センター 北村精度管理室長

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本環境衛生センター 羽染理事

財団法人日本環境衛生センター 河邊理事

環境省：近藤副大臣、南川事務次官、谷津官房長、清水大臣官房審議官

水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川企画課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、終了時の副大臣挨拶は公開された。

議 題

1. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法について
ア. 環境省から、8月26日に成立した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処法）の概要について説明があった。
イ. 委員から、法律では除染について地方公共団体が実施する部分があると思うが、放射性物質の取扱いについてはかなり専門的な技術を必要とするため、国が地方公共団体に対して技術移転を行うような組織体制が必要ではないかとの指摘があった。
ウ. 環境省から、福島に地方支所のようなものを設け、自治体を積極的に支援していくとともに、放射性物質に関して知見を有する機関とも連携して実施していく必要があると考えているとの説明があった。
2. 福島県内の災害廃棄物の処分方法等について
(1) 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針（案）
ア. 環境省から、資料3に基づき、これまでの検討会での議論を踏まえてとりまとめた「8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針（案）」について説明があった。
イ. 委員から、原子炉等規制法における放射性廃棄物の処理処分を考えると、「2-2

埋立方法」の3)は若干基準が緩くなっているように感じる。このため、3)についてもセメント固化が必要ではないかとの指摘があった。

- ウ. 委員から、「2-2 埋立方法」の3)について、隔離層に直接高アルカリ性の焼却灰を埋め立てることについては懸念があり、輸送の際にフレコンバッグに入れることも多いことから、フレコンバッグに入れた上で埋め立てることが望ましいとすべきではないかとの意見があった。
- エ. 委員から、8,000Bq/kgまで低減するまでの長期間の耐久性を確保した容器とあるが、仮にセシウムだけを考慮し、セシウム134とセシウム137が等量で存在すると仮定した場合、濃度が1桁下がるのに70年以上かかることから、今後はこの耐久性について評価するとともに、濃度に応じた条件を検討する必要があるとの指摘があった。環境省からは、まず基本的な方針を示す必要があるが、技術的な検討は別途必要であり、現場での経験を踏まえ、フィードバックする必要があるとの回答があった。
- オ. 委員から、作業者の安全性の確保について、より丁寧な記載が必要であるとの指摘があった。
- カ. 委員から、隔離層について、焼却灰の埋立てた場所を隔離するという意味も有しており、その観点からも、隔離層の連続性を担保する必要があるのではないかとの指摘があった。別の委員から、隔離層は管理型最終処分場における遮水工と同様の要件であることから、これまで施工の経験もあり、技術的には対応可能であるとの意見があった。
- キ. 委員から、埋立終了後の放射性物質が安全なレベルまで低減するまでの期間について、このレベルは管理が不要となる指標となることから、数値を示す必要があるのではないかとの指摘があった。環境省から、長期的な管理が必要であるとの前提に立ち、モニタリング等が必要であるとの基本的な方針を示したが、具体的な数値については、別途検討が必要であるとの回答があった。
- ク. 委員から、民間業者に長期間の管理を求めることは難しく、県や政令市による指導だけでは不十分であるとの意見があった。また、埋め立てられた廃棄物の情報については、積極的に公開することについても検討すべきとの意見があった。福島県からも、長期的な管理の点で同様の意見があった。加えて、事業者に対する技術的な支援や経済的な支援が必要であるとの意見があった。環境省からは、新しい法律を運用しつつ、制度面の検討を進めていきたいとの回答があった。
- ケ. 8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針(案)については、事務局において再整理をすることとし、もう一度委員の意見を聴くこととされた。

(3) 一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について(案)

- ア. 環境省から、一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果を報告するとともに、資料4に基づき、「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について(案)」の説明があった。
- イ. 検討会で、「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」が了承された。

3. その他

- ア. 近藤副大臣から挨拶。

- 資料 1 災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 第 5 回検討会議事要旨
- 資料 3 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針
(案)
- 資料 4 一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の
処理について (案)
-
- 参考資料 1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電
所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特
別措置法 (概要、骨子、条文)
- 参考資料 2 災害廃棄物の広域処理の推進について (東日本大震災により生じた災害廃棄
物の広域処理の推進に係るガイドライン)

放射性物質汚染対処特措法の省令規定事項等(廃棄物関係)と 資料との対応関係

基本方針 (資料4)

【廃棄物】

- 特定廃棄物
 - 対策地域内廃棄物
 - 指定廃棄物 (資料5-3)

上記以外の廃棄物

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物 (資料6-2)

除染に伴い生じた廃棄物
(特定廃棄物を除く。)

【基準】

特定廃棄物の収集・運搬、保管(現場保管を含む)、中間処理、処分の基準 (資料6-1)

廃掃法の処理基準、維持管理基準

廃掃法の処理基準に加え、
特定一般廃棄物／特定産業廃棄物処理基準 (資料6-2)

廃掃法の維持管理基準に加え、
特定一般廃棄物処理施設／特定産業廃棄物処理施設維持管理基準 (資料6-3)

除染に伴い生じた廃棄物の現場保管基準 (資料6-1)

基本方針について

1. 趣旨

- (1) 放射性物質汚染対処特措法第7条において、環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定・実施するため、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととされている。
- (2) 基本方針は、本法に基づく施策（基準の策定等を含む。）を実施していく上での基本的考え方を示すもの。
- (3) 基本方針においては、次の事項を定めることとされている。
- ① 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向
 - ② 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項
 - ③ 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項
 - ④ 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項
 - ⑤ 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項
 - ⑥ その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項
- (4) 上記のうち、「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項」「その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項」の部分において、廃棄物関連事項として、どのような内容を定めるべきか。

2. 基本方針に定めるべき事項に関する論点（廃棄物関連）

（1）基本的考え方

- ① 放射性物質に汚染された廃棄物の処理を可能な限り早く進めていくため、現在の廃棄物処理システムを積極的に活用していくべきではないか。
- ② 放射性物質により汚染された廃棄物の量が膨大であること等を踏まえれば、可能な限り焼却等の中間処理や再生等を行い、減容化を図ることが重要ではないか。
また、放射性物質の濃度が比較的低い廃棄物について、広域処理を進めることについては、どのように考えるべきか。
- ③ 災害廃棄物については、生活地近傍の廃棄物の撤去を優先することが重要ではないか。
- ④ 放射性物質に汚染された廃棄物の処理等に当たって遵守すべき基準については、どのような考え方にに基づき策定することが適当か。（「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（6月3日原子力安全委員会）においては、処理等に伴い周辺住民の受ける線量が1 mSv/年を超えないようにすることが必要とされている。）

（2）特定廃棄物の処理に関する事項

- ① 汚染廃棄物対策地域の指定基準（※）や、指定廃棄物の濃度の基準については、どのような考え方で設定すべきか。
※ 汚染廃棄物対策地域の範囲は、警戒区域及び計画的避難区域とすべきか。
- ② 特定廃棄物の処理については、各省が役割分担の上、オールジャパンで取り組むことが必要ではないか。

（3）その他

- ① 廃棄物の処理のために必要な施設（仮置場、焼却施設等の中間処理施設、中間貯蔵施設、最終処分場等）の設置場所等については、どのように考えるべきか。
- ② 除染に伴い生ずる廃棄物を減容化する技術を積極的に採用していくことが重要ではないか。